

## コロナ差別相談ダイヤル

名称	問い合わせ先	相談時間
和歌山県人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)

## 和歌山県内の人権全般に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン【(公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。  
※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。  
※PHS、一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。

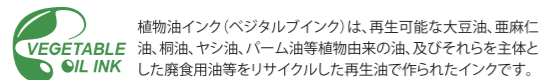
### 常設相談所

- ・和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- ・和歌山地方法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- ・和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- ・和歌山地方法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- ・和歌山地方法務局新宮支局 ☎0735-22-2757

※上記のいずれの機関も、祝日及び年末年始は除きます。

### 問い合わせ先

和歌山県 企画部 人権局 人権政策課  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540



■詳しくはこちら

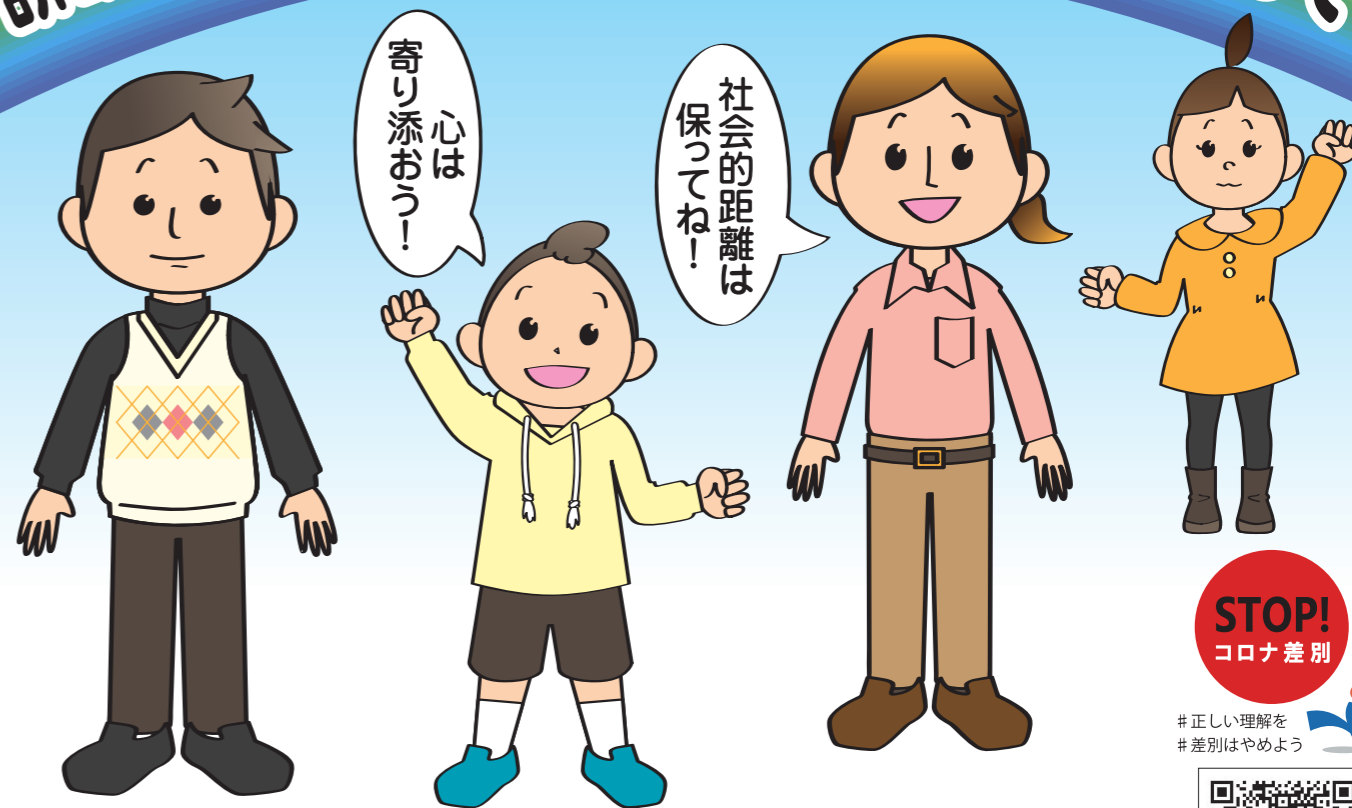
和歌山県 新型コロナ誹謗中傷対策条例

検索



# 新型コロナ 誹謗中傷対策条例 を施行しました

誹謗中傷が行われない社会の実現を目指して



STOP!  
コロナ差別

#正しい理解を  
#差別はやめよう



知事メッセージ動画が  
ご覧いただけます。

和歌山県

# 『和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例』の概要 (公布・施行:令和2年12月24日)

和歌山県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指しています。

## なぜ、条例を制定したの?

本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗(ひぼう)中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者等が連携を図りながら、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指すために、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定しました。



## 条例の主な内容は?

### ■ 誹謗中傷等の禁止

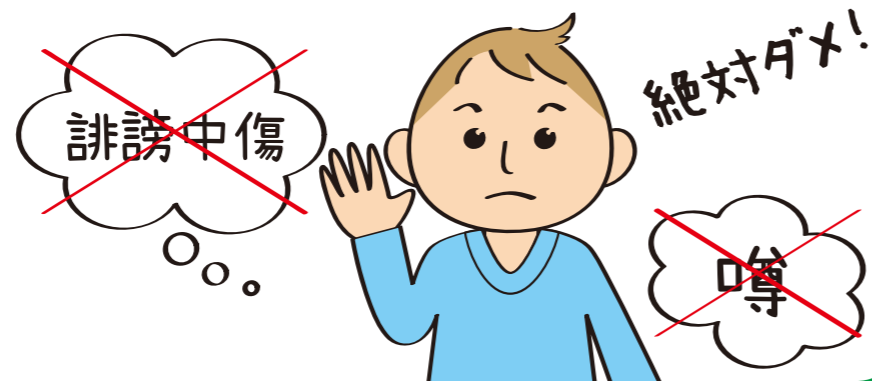
インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、  
● **新型コロナウイルス感染症に感染したこと又はそのおそれがあること、**  
● **新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないことを理由に、**  
その内容が事実か否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したり、  
本人の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表したりする行為を行ってはけません。

### ■ 県、県民、事業者の責務を規定

誹謗中傷等が行われない社会を実現するために、県、県民、事業者が取り組むべきことを定めました。

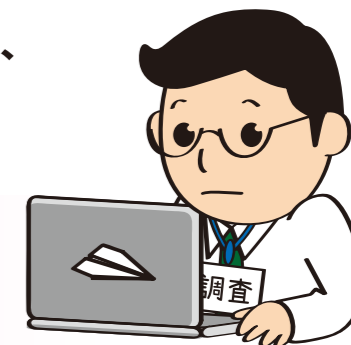
### ■ 特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

インターネット上に投稿された誹謗中傷等の情報を削除することができるのは、投稿した本人又はプロバイダに限定され、誹謗中傷等の情報の拡散防止を図るために、プロバイダが取り組むべきことを定めました。



## 県はどのような取組をするの?

■ 国、市町村、県民、事業者等との連携を図りながら、誹謗中傷等の実態の把握と、誹謗中傷等をなくすための施策を行います。



“誹謗中傷の調査中”

### 《誹謗中傷等をなくすための施策》

- すべての方が新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくために、教育及び啓発を実施します。
- 誹謗中傷等にあわれた方からの相談に応じます。また、誹謗中傷等に関する相談に対応するため、相談体制の充実を図ります。
- 市町村と連携して、誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。

■ 誹謗中傷等をなくすために、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。

## 県民や事業者に求められていることは?

■ 人権尊重の社会づくりの担い手として、誹謗中傷等が行われない社会の実現にご協力ください。

### 《県民・事業者の方へ》

- 県民の皆さんは、不確かな情報や根拠のない噂(うわさ)に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、人権に配慮した行動をお願いします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などをお願いします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に積極的な参加をお願いします。



正しく理解して  
誹謗中傷のない社会を!

